のは「の規定」に改め、同条第五項中「法人税法」の下に「第八十一条の十三」を加え、「同法第八十一条の十三第一項」を「同条第一項」に改め、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　第六十八条の六十七第六項の規定は、第一項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第六項第一号中「第一項の」とあるのは、「第六十八条の六十九第一項の」と読み替えるものとする。

第六十八条の七十第三項中「記載」の下に「及びその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書の添付」を加え、「当該連結確定申告書等にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書その他」を「同項の規定の適用を受けようとする資産が第六十四条第一項各号又は第二項各号に掲げる場合に該当することとなつたことを証する書類として」に、「の添付がある」を「を保存している」に改め、同条第四項中「又は添付がない」を「若しくは添付がない」に、「において」を「又は同項の財務省令で定める書類の保存がない場合において」に改め、同条第五項中「又は添付がなかつた」を「若しくは添付がなかつた」に、「並びに」を「及び」に、「及び」を「並びに当該」に改める。

第六十八条の七十三第四項中「記載」の下に「及びその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書の添付」を加え、「当該連結確定申告書等にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書及び」を削り、「の添付がある」を「を保存している」に改め、同条第五項中「又は添付がない」を「若しくは添付がなかつた」に、「において」を「又は同項の財務省令で定める書類の保存がなかつた」に、「並びに」を「及び」に改める。

第六十八条の七十四第一項中「又は第六十八条の八十二から第六十八条の八十五まで」を「、第六十八条の八十四又は第六十八条の八十五」に改め、同条第四項中「記載」の下に「及びその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書の添付」を加え、「当該連結確定申告書等にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書及び」を削り、「の添付がある」を「を保存している」に改め、同条第五項中「又は添付がない」を「若しくは添付がない」に、「において」を「又は同項の財務省令で定める書類の保存がない場合において」に、「又は添付がなかつた」を「若しくは添付がなかつた」に、「並びに」を「及び」に改める。

第六十八条の七十五第一項中「又は第六十八条の八十二から第六十八条の八十五まで」を「、第六十八条の八十四又は第六十八条の八十五」に改める。

第六十八条の七十六第一項中「又は第六十八条の八十二から第六十八条の八十五まで」を「、第六十八条の八十四又は第六十八条の八十五」に改め、同条第四項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第六十八条の七十四第五項及び第六項」を「第六十八条の七十四第六項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　税務署長は、前項の記載又は添付がない連結確定申告書等の提出があつた場合においても、その記載又は添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類並びに同項の明細書及び財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

第六十八条の七十六の二第一項中「第六十八条の八十二から第六十八条の八十四まで」を「第六十八条の八十四」に改める。

第六十八条の七十八第九項中「当該減額した」を「その減額した」に改め、同条第十四項中「第五条第四項第五号」を「第五条第四項第五号イ」に改める。

第六十八条の八十二及び第六十八条の八十三を次のように改める。

**第六十八条の八十二及び第六十八条の八十三**　削除

第六十八条の八十五第七項中「当該減額した」を「その減額した」に改め、同条第十四項第二号ハ中「、第六十八条の七十九、第六十八条の八十二又は第六十八条の八十三」を「又は第六十八条の七十九」に改める。

第三章第二十節を次のように改める。

## 第二十節　特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等の譲渡に係る連結所得の計算の特例

**第六十八条の八十六**　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、産業競争力強化法第二十六条第一項に規定する認定特別事業再編事業者（産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第　　号）の施行の日から平成三十三年三月三十一日までの間に産業競争力強化法第二十五条第一項に規定する特別事業再編計画（以下この項において「特別事業再編計画」という。）について同条第一項の認定を受けた法人に限る。以下この条において「認定特別事業再編事業者」という。）の行つた当該認定に係る特別事業再編計画（同法第二十六条第一項の規定による変更の認定があつた場合には、その変更後のもの）に係る同法第二条第十二項に規定する特別事業再編によりその有する他の法人の株式（出資を含む。以下この項において「株式等」という。）を譲渡し、当該認定特別事業再編事業者の株式の交付を受けた場合におけるその譲渡した株式等に係る法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合における同法第六十一条の二第一項の規定の適用については、同項第一号に掲げる金額は、同項第二号に掲げる金額に相当する金額とする。

2　前項の交付を受けた認定特別事業再編事業者の株式の取得価額その他同項の規定の適用がある場合における法人税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の八十八第二十項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第二項中「及び前項」とあるのは「、前項」と、「されている事項」とあるのは「されている事項並びに租税特別措置法第六十八条の八十八第二十項（連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例）に規定する国外関連者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地その他財務省令で定める事項（以下この項において「国外関連者の名称等」という。）と、「同法」とあるのは「地方法人税法」と、「前項の」とあるのは「前項及び租税特別措置法第六十八条の八十八第二十項の」と、「事項を記載した同項」とあるのは「記載すべきものとされている事項を記載した前項」と、「を添付して」とあるのは「及び国外関連者の名称等を記載した書類を添付して」とする。

第六十八条の八十八第二十六項中「第百三十九条第一項」を「第二条第十二号の十九ただし書」に、「租税条約（」を「条約（」に改める。

第六十八条の九十第二項第二号ロ中「あつては、」を「あつては」に改め、「多い金額の割合」の下に「とし、第六号中「外国関係会社（特定外国関係会社に該当するものを除く。）」とあるのを「外国関係会社」として同号及び第六項の規定を適用した場合に同項に規定する清算外国金融子会社等に該当することとなる外国関係会社の同項に規定する特定清算事業年度にあつては総資産額に対する同項に規定する特定金融所得金額がないものとした場合の同項第一号から第十号までに掲げる金額に相当する金額の合計額の割合とする。」を加え、「第六項に」を「同項に」に改め、同項第三号イを次のように改める。

イ　株式等若しくは債券の保有、工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの（これらの権利に関する使用権を含む。）若しくは著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。）の提供又は船舶若しくは航空機の貸付けを主たる事業とするもの（次に掲げるものを除く。）でないこと。

(1)　株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社のうち当該外国関係会社が他の法人の事業活動の総合的な管理及び調整を通じてその収益性の向上に資する業務として政令で定めるもの（ロにおいて「統括業務」という。）を行う場合における当該他の法人として政令で定めるものの株式等の保有を行うものとして政令で定めるもの

(2)　株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社のうち第七号中「部分対象外国関係会社」とあるのを「外国関係会社」として同号の規定を適用した場合に外国金融子会社等に該当することとなるもの及び(1)に掲げるものを除く。）